

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

新	旧
目次 第一章 措置命令等を発した場合における公示の方法（<u>第一条</u>） 第一章の二 防火管理者等（<u>第一条の二</u>―<u>第四条の六</u>） 第二章（略） 第一節 防火対象物の用途の指定（<u>第五条</u>） 第二節（略） 第二章の二 第七章（略） 第一章 措置命令等を発した場合における公示の方法（<u>措置命令等を発した場合における公示の方法</u>） （<u>措置命令等を発した場合における公示の方法</u>） <u>第一条</u> 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第五条第三項（法第五条の二第二項、法第五条の三第五項、法第八条第五項、法第八条の二第四項又は法第十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。</u> <u>第一章の二</u>（略） （<u>収容人員の算定方法</u>） <u>第一条の二</u>（略） 2（略）	目次 第一章 防火管理者等（<u>第一条―第四条の六</u>） 第二章（略） 第一節 舟車の指定（<u>第五条</u>） 第二節（略） 第二章の二 第七章（略） <u>第一章</u>（略） （<u>収容人員の算定方法</u>） <u>第一条</u>（略） 2（略）

(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第二条 (略)

一 (略)

二 法第十三条第一項の規定により危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

(乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分)

第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物の部分は、次の各号に掲げるものとする。

一 防火対象物の部分で令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六)の二項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の二の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

二 防火対象物の部分で令別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ又は(十七)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の二の規定を適用した場合における収容人員が五十人未満のもの

(消防計画)

第三条 (略)

2 (略)

(防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者)

第二条 (略)

一 (略)

二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定により危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

(乙種防火管理講習の課程を修了した者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分)

第二条の二 令第三条第二項の総務省令で定める防火対象物の部分は、次の各号に掲げるものとする。

一 防火対象物の部分で令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六)の二項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の規定を適用した場合における収容人員が三十人未満のもの

二 防火対象物の部分で令別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ又は(十七)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして第一条の規定を適用した場合における収容人員が五十人未満のもの

(消防計画)

第三条 (略)

2 (略)

3 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、第一項の消防計画に、当該防火対象物の当該権原の範囲を定めなければならない。

4 3 8 (略)

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号の共同防火管理協議会の代表者(防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を有する者のうち主要な者で、共同防火管理協議会を代表するものをいう。第四条の二の七第二項第二号及び第四条の二の九第二項第二号において同じ。)の選任に関すること。

三 3 8 (略)

2 3 (略)

(避難上有効な開口部)

第四条の二の二 令第四条の二の二第二号及び令第二十五条第一項第五号の総務省令で定める避難上有効な開口部は、直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル以上及び一・二メートル以上の開口部とする。

2 前項の開口部は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 床面から開口部の下端までの高さは、十五センチメートル以内であること。

3 3 7 (略)

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 法第八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 前号の共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること。

三 3 8 (略)

2 3 (略)

- 二 開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであること。
- 三 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

(避難上有効な構造を有する場合)

第四条の二の三 令第四条の二の二第二号、令第二十一条第一項第六号の二、令第三十五条第一項第三号及び令第三十六条第二項第三号の総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条及び第二百二十四条に規定する避難階段（屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段である場合とする。

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊したものという。）に記録するとともに、これを保存しなければならない。

- 一 第三条第一項、第四条第一項及び法第八条の二第二項の届出に係る書類の写し
- 二 次項の報告書の写し
- 三 第四条の二の八第二項の申請書の写し
- 四 第四条の二の八第五項から第七項までの通知
- 五 第三十一条の三第一項の届出に係る書類の写し

-
- 六 第三十一条の三第四項の検査済証
- 七 第三十一条の六第三項の報告書の写し
- 八 消防計画に基づき実施される次のイからリまでに掲げる状況を記載した書類
- イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況
- ロ 消防用設備等の点検及び整備の状況
- ハ 避難施設の維持管理の状況
- ニ 防火上の構造の維持管理の状況
- ホ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
- ヘ 防火上必要な教育の状況
- ト 消火、通報及び避難の訓練の状況
- チ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況
- リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する防火対象物に限る。）
- 九 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- 十 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類
- 三 法第八条の二の二第一項の規定による点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。
- 四 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができ、講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第十項において「免
-

「状」という。）の交付を受けている者とする。

一 法第十七条の六に規定する消防設備士で、消防用設備等の工事、整備又は点検について三年以上の実務の経験を有する者

二 第三十一条の六第五項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者

三 法第八条第一項に規定する防火管理者で、三年以上の実務の経験を有する者

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築主事又は確認検査員として二年以上の実務の経験を有するもの

五 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十第一項に規定する特殊建築物等調査資格者で、特殊建築物等の調査について五年以上の実務の経験を有する者

六 建築基準法施行規則第四条の二十第七項に規定する建築設備検査資格者で、建築設備の検査について五年以上の実務の経験を有する者

七 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士で、建築物の設計若しくは工事監理又は建築工事の指導監督について五年以上の実務の経験を有する者

八 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八第一項に規定する建築設備士で、五年以上その実務の経験を有する者

九 市町村の消防職員で、火災予防に関する業務につい

て一年以上の実務の経験を有する者

十 市町村の消防職員で、五年以上その実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

十一 市町村の消防団員で、八年以上その実務の経験を有する者

十二 建築基準法第二条第三十六号に規定する特定行政庁の職員で、建築行政に関する業務（防火に関するものに限る。）について五年以上の実務の経験を有する者

十三 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防庁長官が認める者

5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

一 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

四 防火対象物の火災予防上必要な事項等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

五 資格、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

六 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

（登録講習機関）

第四条の二の五 前条第四項の講習（以下この条において「防火対象物点検資格者講習」という。）を行おうとする法人は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする法人は、申請書に消防庁長官が定める事項を記載した書類を添えて総務大臣に提

出しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による登録の申請があつたときは、第十五項の規定により登録を拒否するときを除くほか、消防庁長官が定める事項を登録講習機関登録簿に登録しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の登録を受けようとする法人が、次の各号のいずれかに該当するとき、防火対象物点検資格者講習の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして消防庁長官が定める基準に適合しないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法又は法に基づく命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人（当該日から起算して二年を経過しない者が役員である法人を含む。）

二 第十五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人

三 第十五項の規定により防火対象物点検資格者講習の業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない法人

6 四 前各号のいずれかに該当する法人（第一号括弧書に掲げるものを除く。）の役員である者又は役員であつた者でその職を辞した日から起算して二年を経過しないものが役員である法人
総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは

- 、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 登録講習機関は、第二項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、消防庁長官が定める書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 8 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。
- 9 総務大臣は、第三項に規定する登録講習機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 10 登録講習機関は、防火対象物点検資格者講習の業務に関する事項で消防庁長官が定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを免状を交付した日から六年間保存しなければならない。
- 11 総務大臣は、登録講習機関の防火対象物点検資格者講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、防火対象物点検資格者講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 12 登録講習機関は、防火対象物点検資格者講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 一 休止又は廃止を必要とする理由
- 二 休止又は廃止の時期
- 三 休止にあつては、その期間
- 13 登録講習機関が、防火対象物点検資格者講習の業務を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。
- 14 総務大臣は、前項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

15

総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、又は期間を定めて防火対象物点検資格者講習の業務の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。

二 第五項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第五項第一号又は第四号に該当することとなつたとき。

四 法又は法に基づく命令に違反したとき（その役員が法又は法に基づく命令に違反したときを含む。）。

16

第六項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六 法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第三条第一項及び第四条第一項の届出がされていること。

二 法第八条第一項に規定する消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

三 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

四 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

五 令第四条の三第一項及び第二項の防災防火対象物にあつては、当該防災防火対象物において使用する防災対象物品に、法第八条の三第二項、第三項及び第五項の規定に従つて、表示が付されていること。

-
- 六 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十第一項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第九条の二第一項ただし書に規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。
- 七 消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第十七条第一項、法第十七条の二及び法第十七条の三並びにこれらに基づく命令の規定に従って設置されていること。
- 八 法第十七条の三の二の規定に基づき、届出を行い、検査を受けていること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。
- 二 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。
- 一 令第二条の規定により一の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物のうち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分が存しないもの
- 二 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない
-

場合における当該区画された部分

(防火対象物点検の表示)

第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、別表第一に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

2 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 点検を行った日から起算して一年後の年月日
- 二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）
- 三 点検を行つた防火対象物点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

(防火対象物点検の特例)

第四条の二の八 法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。
- 二 前号に掲げるもののほか、消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていること。
- 三 法第十七条の三の三の規定を遵守していること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。

- 2 法第八条の二の三第二項の規定による申請は、別記様式第一号の二の二の申請書により行うものとする。
- 3 法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 防火対象物の管理を開始した日
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村長が定める事項
- 4 前項第一号の事項については、当該事項を確認できる書類を添えなければならない。
- 5 法第八条の二の三第三項の規定により認定することを決定した旨の通知には、当該認定が効力を生じる日（次項において「認定日」という。）を記載するものとする。
- 6 消防長又は消防署長は、前項の規定による通知の後、当該通知に記載される認定日までの間に、認定日に当該認定の効力を生じることとなる防火対象物が法第八条の二の三第六項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該認定をしないことを決定するとともに、申請者に対しその旨を通知するものとする。
- 7 法第八条の二の三第三項又は前項の規定により認定をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を同条第二項の申請者に通知しなければならない。
- 8 法第八条の二の三第五項の規定による届出は、別記様式第一号の二の三により行うものとする。
- （防火対象物点検の特例認定の表示）
- 第四条の二の九 法第八条の二の三第七項の表示は、別表第一の二に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。
- 2 法第八条の二の三第七項の総務省令で定める事項は、

次の各号に掲げるものとする。

- 一 法第八条の二の三第四項第一号（括弧書を除く。）の規定により認定の効力が失われる日
- 二 法第八条の二の三第一項の権原を有する者の氏名（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）
- 三 認定を行つた消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称

（防災表示等）

第四条の四（略）

- 一 （略）
- 二 防災表示は、別表第一の二の二に定める様式により行うこと。
- 三 （略）
- 2 前項第一号の登録を受けようとする者は、別記様式第一号の二の二の四の申請書に第四項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。
- 3 9 （略）

第一節 防火対象物の用途の指定

（防火対象物の用途の指定）

第五条 令別表第一（二）項ハの総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 もつばら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、異性を紹介する営業を営む店舗で、その一方の者からの情報通信に

（防災表示等）

第四条の四（略）

- 一 （略）
- 二 防災表示は、別表第一に定める様式により行なうこと。
- 三 （略）
- 2 前項第一号の登録を受けようとする者は、別記様式第一号の二の二の二の申請書に第四項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。
- 3 9 （略）

第一節 舟車の指定

（舟車の指定）

第五条

関連する機器による交際の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（その一方が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第九項に規定する営業を営むものを除く。）

二 個室を設け、当該個室において客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む店舗（風営法第二条第六項第二号に規定する営業を営むものを除く。）

2 令別表第一（二十）項の総務省令で定める舟車は、法第二条第六項に規定する舟車のうち、次の各号に掲げる舟及び車両とする。

- 一 総トン数五トン以上の舟で、推進機関を有するもの
- 二 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条 （略）

2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の數値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上りを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）でした防火対象物

令別表第一（二十）項の総務省令で定める舟車は、法第二条第六項に規定する舟車のうち、次の各号に掲げる舟及び車両とする。

- 一 総トン数五トン以上の舟で、推進機関を有するもの
- 二 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条 （略）

2 前項の規定の適用については、同項の表中の面積の數値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上りを難燃材料（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第六号に規定する難燃材料を

にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物

（危険物のうち、危険物の規制に関する政令第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で指定数量未満のものを用いる。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適用するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

表（略）

4 7（略）

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条（略）

二 三の二（略）

四（略）

イ（略）

（イ）（ハ）（略）

（ニ） 高压又は特別高压で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料（建築基準法第二十九条に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画され、かつ、

いう。以下同じ。）でした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

3 第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物

（危険物のうち、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で指定数量未満のものを用いる。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適用するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

表（略）

4 7（略）

（屋内消火栓設備に関する基準の細目）

第十二条（略）

二 三の二（略）

四（略）

イ（略）

（イ）（ハ）（略）

（ニ） 高压又は特別高压で受電する非常電源専用受電設備にあつては、不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、

窓及び出入口に防火戸（建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用の室に設けること。ただし、次の（１）又は（２）に該当する場合、この限りでない。

（１）・（２）（略）

（ホ）（ト）（略）

ロ（ニ）（略）

五（七）（略）

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条（略）

二（五）（略）

六（略）

一 前項第六号に規定する防火対象物又はその部分で第四項第一号ニ（チ）を除く。）の規定により煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設置せず、かつ、同号ホ（二）を除く。）の規定により炎感知器を設置しない場所 別表第一の二の三において、場所の区分に応じ、適応するものとされる種別を有する感知器

七（九）（略）

（消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六（略）

二（三）（略）

四 法第十七条の三の三の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等の種類は、消防

ては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸（建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用の室に設けること。ただし、次の（１）又は（２）に該当する場合は、この限りでない。

（１）・（２）（略）

（ホ）（ト）（略）

ロ（ニ）（略）

五（七）（略）

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条（略）

二（五）（略）

六（略）

一 前項第六号に規定する防火対象物又はその部分で第四項第一号ニ（チ）を除く。）の規定により煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設置せず、かつ、同号ホ（二）を除く。）の規定により炎感知器を設置しない場所 別表第一の二において、場所の区分に応じ、適応するものとされる種別を有する感知器

七（九）（略）

（消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六（略）

二（三）（略）

四 法第十七条の三の三の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等の種類は、消防

庁長官が定める。

5 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人で総務大臣が指定するもの又は公益法人以外の法人で消防庁長官が指定するもの（以下この条及び次条において「指定講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該指定講習機関が発行する消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第三項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一 五 （略）

六 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

七 十 （略）

六 （略）

（免状の書換えの申請書の様式等）

第三十三条の六 （略）

2・3 （略）

4 第二項の規定にかかわらず、令第三十六条の四第二号に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者は、都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第五項第一号の規定により、他の都道府県の都道府県知事（同法第三十条の十第一項第五号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理

庁長官が定める。

5 法第十七条の三の三に規定する総務大臣が認める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人で総務大臣が指定するもの又は公益法人以外の法人で消防庁長官が指定するもの（以下この条及び次条において「指定講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該指定講習機関が発行する消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第三項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一 五 （略）

六 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士

七 十 （略）

六 （略）

（免状の書換えの申請書の様式等）

第三十三条の六 （略）

2・3 （略）

機関）から当該申請を行おうとする者に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第三十条の八第一項第一号の規定により当該申請を行おうとする者に係る本人確認情報を利用するときは、第二項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

（指定検定機関の構成員）

第四十四条の五の二 法第二十一条の四十六第一項第三号の総務省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人 社員
- 二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十三条の合名会社及び合資会社並びに有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第一条第一項の有限会社 社員
- 三 商法第五十三条の株式会社 株主
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合 組合員
- 五 中小企業等協同組合法第三条の協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 六 その他の法人 当該法人に依じて前各号に掲げる者に類するもの

（指定の基準）

第四十四条の五の三 法第二十一条の四十六第一項第四号の総務省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、料金の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
二 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、消防法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十四年十月二十五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条の六第四項の改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 公布の日

二 次条第三項の規定 平成十五年一月一日

三 第三条及び第四条の二の改正規定、同条の次に八条を加える改正規定並びに第四条の四第二項、第五条、第六条、第十二条第四号イ（二）、第二十三条第六項、別表第一、別表第一の二、別記様式第一号の二の二の二及び別記様式第一号の二の三の改正規定 改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十五年十月一日）

(経過措置)

第二条 改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二の四第四項の講習を行おうとする法人は、前条第三号に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則第四条の二の五第一

項から第六項までの規定の例により、総務大臣の登録を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたとき、又は登録をしないことを決定したときは、それぞれ新規則第四条の二の五第四項又は第六項の規定の例により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により登録を受けた登録講習機関は、施行日前においても新規則第四条の二の四第四項に規定する講習を行い、同項に規定する免状を交付することができ。この場合において、当該免状の効力は、施行日から生ずるものとする。